

令和3年度 第3回食品衛生懇話会（書面開催） 議事録概要

1.北九州市食品衛生監視指導等に関する質問事項

質問事項	回答
<p>「遺伝子組換え不分別」の言葉の意味がよくわからない。</p>	<p>遺伝子組換え不分別の表現は、国が示した表示例ですが、消費者にわかりにくいとの指摘があることは存じています。 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が区別されていないことを消費者に正しく伝えられるよう、一括表示の枠外を使って説明することが有効である旨を事業者を紹介しています。</p>
<p>「分別流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合」とあるが、5%も50%も同じ扱いなのか。</p>	<p>遺伝子組換え農産物の混入割合が5%超の場合は、全て遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示することとなっています。</p>
<p>海外では遺伝子組換え作物を「GMO」、遺伝子組み換えでない作物は「Non-GMO」と短く表示されており、わかりやすい。 日本の表示制度では「GMO」、「Non-GMO」と表示できないのか。</p>	<p>食品表示基準で「邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。」と規定されています。 GMO、「Non-GMO」等の表現は消費者にわかりにくいとされており、一括表示事欄には使用できません。</p>
<p>食品添加物についての表示が簡略化されていると聞いたが、本当か。</p>	<p>食品表示基準で、使用した全ての食品添加物を物質名で食品に表示することが原則となっています。 ただし、例外として、複数の組合せで使用され添加量が微量である香料や、アミノ酸のように食品中にも常在成分として存在するもの等については、従来から、一括して表示するルールも認められています。 例：膨張剤、香料、乳化剤、調味料（アミノ酸）等</p>
<p>食品添加物を使用していない食品については「食品添加物不使用」との表記すべきである。</p>	<p>現在、食品表示基準上、食品添加物が不使用である旨の表示に関する特段の規定はありません。 しかし、消費者に誤認を与えるような表示を無くすことを目的に、消費者庁が令和4年3月に「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」を策定しました。 ガイドラインで示された注意事項に沿って適正な表示がされるよう事業者への情報提供に努めて参ります。</p>